

# 教育福祉常任委員会 会議録

期日：令和3年7月16日（金）

場所：大曲庁舎 第1委員会室

# 大仙市教育福祉常任委員会会議録

日 時 令和3年7月16日（金曜日） 午前10時29分～午前10時39分

会 場 第1委員会室

出席委員（6人）

委員長 高橋 徳久	副委員長 小笠原 昌作
委員 富岡 喜芳	委員 藤田 和久
委員 佐藤 芳雄	委員 高橋 幸晴

欠席委員等（0人）

遅刻委員等（0人）

説明のため出席した者

健康福祉部長	佐々木 隆幸	観光文化スポーツ部長	伊藤 優俊
兼福祉事務所長			
社会福祉課長	佐藤 和博	スポーツ振興課長	鈴木 貴博
社会福祉課参事	田口 幸	スポーツ振興課副主幹	伊藤 桂子
社会福祉課副主幹	梅津 真由美	スポーツ振興課主査	長澤 朋彦

議会事務局職員出席者

議事班参事：齋藤 孝文

案件

（1）議案第71号「令和3年度大仙市一般会計補正予算（第3号）」

午前10時29分 開会

○委員長（高橋徳久） おはようございます。本日は本会議休憩中のところ、お集まりいただきましたありがとうございます。

ただいまから、教育福祉常任委員会を開会いたします。当委員会に付託された事件につきましては、別紙日程表のとおり審査いたしますので、よろしくお願ひいたします。

また、説明及び質疑については、課ごとに行い、討論・表決につきましては、一括で行うことになります。

なお、正確な会議録作成のため、発言はマイクにスイッチを入れてからお願ひいたします。

審査に入ります前に、当局から挨拶があります。はじめに、伊藤觀光文化スポーツ部長よりお願ひいたします。伊藤部長。

○觀光文化スポーツ部長（伊藤優俊） おはようございます。

まずもって、常任委員会を開催いただきまして、ありがとうございます。

昨年の1月に、新型コロナウイルスが国内で初確認されてから、昨年のスポーツイベントは、ほぼ中止や延期となりまして、今年度こそはと思っておりましたが、夏場の「スポーツ合宿」や「イベント」は残念ながら見送らなければならない状況が続いております。今後は、9月に予定しております全県500歳野球大会が開催できる環境が整うことを祈っております。

さて、本日のご審議をお願いいたします觀光文化スポーツ部の案件は、一般会計補正予算につきまして、「多目的人工芝グラウンド整備事業」における「用地取得費」などの計上をお願いするものであります。

詳細につきましては、この後、担当課長よりご説明いたしますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げまして、簡単でございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願ひいたします。

○委員長（高橋徳久） ありがとうございました。次に、佐々木健康福祉部長よりお願ひいたします。佐々木部長。

○健康福祉部長（佐々木隆幸） あらためまして、おはようございます。

委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

日頃より、健康福祉部所管の事務につきまして、ご指導、ご協力を賜り、この場をお借りしまして、厚くお礼を申し上げます。

あいさつの場ではありますが、私の方からですね、二つのご報告をさせていただきま

す。

一つ目ですけれども、皆様のお手元に大仙市に 11 の社会福祉法人がありますけれども、令和 2 年度決算ベースの財務の状況の資料を配付させていただいております。後ほど、ご覧になっていただければと存じます。

それから、二つ目のご報告ですけれども、先に新聞等でお知らせしております、64 歳以下のコロナワクチン接種の新規予約一時停止につきましてですけれども、市民の皆様に大変ご迷惑をお掛けしているところであります。

本市では、接種希望者にいち早く応えるため、8月1日から万全の体制で接種をスタートすることで、10月中の接種完了を目指して加速化していく計画でしたが、7月7日に国から7月分と8月分のワクチン供給、これが本市の要望の4割に満たない配分であったことから、市としては直ちにネット予約、コールセンターの予約を停止させていただいたものであります。合わせて、年代ごとに発送する予約券、クーポン券ですけれども、こちらの方の郵送も混乱を避けるため、ストップさせていただいております。

現段階のワクチンの保有見込みでありますけれども、7月末までに終了となる65歳以上のワクチンの方、並びに8月1日からお盆まで実施する64歳以下の1回目と、それから3週間後に行う2回目、こちらの方のワクチンは確保できておりますので、ご了承願いたいと思います。

今後についてでありますけれども、国では今回の8月までの配分内示に加えまして、県の裁量で決まる「調整枠」というのがありますと、この配分が予定されております。

また、9月以降のワクチン配分もできれば要望どおり来ればいいんですけども、少なくとも今回と同じような4割程度の水準は配分されると思いますので、その内示を見通しまして改めて接種日時のスケジュールを作成し、予約を再開する予定であります。

その際は、市民の皆様に情報をきちんとお伝えして実施してまいりますので、ご理解くださるようお願いします。

最後になりますが、本日ご審議いただきます健康福祉部の案件は、社会福祉課が所管する補正予算（案）1件になります。

このあと担当課長が内容につきましてご説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げ、あいさつを終わります。

○委員長（高橋徳久）　ありがとうございました。それでは審査に入ります。

議案第71号「令和3年度大仙市一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。始めに、鈴木スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（鈴木貴博）　スポーツ振興課の鈴木です。説明に入る前に同席しております職員を紹介します。スポーツ振興班班長伊藤桂子副主幹です。同じく、スポーツ振興班長澤主査です。

それでは、資料ナンバー2－1「事業説明書」の6ページをご覧いただきたいと思います。

議案第71号、10款6項2目17事業「多目的人工芝グラウンド整備事業費」についてご説明申し上げます。

補正額は1億2,205万9千円の補正であり、財源内訳につきましては、市債に体育施設整備事業債が1億1,160万円、一般財源が1,045万9千円です。

1の「事業の目的及び目標」としましては、少子高齢化や人口流出などの課題を抱える中、老若男女が集い多種多様なスポーツを行える環境を整備し、本市の活性化や魅力的なまちづくり、市民の健康増進の場を多目的人工芝グラウンドとして整備することを推進するものであります。

2の「これまでの実績と成果」ですが、多目的人工芝グラウンドの候補地検討委員会を設置し、市内全地域を対象に、利便性、緊急車両の到達時間など様々な項目を加味した候補地選定を行い、仙北地域のふれあい体育館の隣接地に建設することでご了承をいただいています。

昨年度から継続して行われている設計、調査業務は順調に進捗しており、不動産鑑定結果に基づく地権者との用地交渉に関しても、おおむねご了承をいただいております。

3番の「問題と課題」ですが、完成運用後の安全性や利便性の向上、長期にわたる施設環境の維持を念頭におき、利用者数及び利用料収入が見込めるような施設環境の整備と施設の情報提供を図らなければならないと思います。

4の「今後の方向性と令和3年度事業の概要」につきましては、令和5年7月の供用開始に向け、今後は用地取得に要する業務、土木、建築工事等の実施を進めてまいります。

具体的には、用地取得費及び補償補墳費の補正予算額は、1億2,205万9千円となりまして、5名の地権者に対し事前説明を行い、用地買収についてもご理解をいただいているところです。

また、用地取得に向けた、県に対する土地収用法の申請について、認可条件である「保証金の支払い義務」に対応するため、用地取得費の財源確保が必要となってくることから、今回、補正予算をお願いするものであります。

補正予算の内訳としましては、用地取得費が1億1,753万円、令和3年度分の作付け休耕補償費が349万6千円、同じく令和3年度分の土地改良区水利費分の補償が103万3千円となっております。

以上、ご説明いたしましたが、ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○委員長（高橋徳久） ありがとうございました。ただいま説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。佐藤委員。

○委員（佐藤芳雄） 平米4,000円がら4,400円ってば、あっこ同じんた場所だけも、どういうごどで4,000円がら4,400円の差あるが。どういうごどですか。

○委員長（高橋徳久） 鈴木課長。

○スポーツ振興課長（鈴木貴博） 4,000円から4,400円の範囲ということですけれども、不動産鑑定の内容なんですが、対象の不動産は、四方を大仙市道に囲まれております。道路の幅員、それから舗装されているか、舗装されていないか、この状況が不動産に隣接していることによって、4段階に価格が設定されております。最低価格4,000円という所は、1辺が未舗装の市道に隣接しているケースです。4,400円は、角の2辺が舗装の市道に隣接している所。このようなことで、価格が設定されております。

○委員長（高橋徳久） あと、よろしいでしょうか。佐藤委員。

○委員（佐藤芳雄） これへば、大体、平米で違うべども、大体1反歩っていぐら。400万なっちゃうんだが。

○委員長（高橋徳久） 鈴木課長。

○スポーツ振興課長（鈴木貴博） はい、そうです。400万です。

○委員（佐藤芳雄） 400万。考えられね、値段だな。

○委員長（高橋徳久） 他にございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋徳久） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、佐藤社会福祉課長。

○社会福祉課長（佐藤和博） 説明に先立ちまして、本日説明補助員として同席させております職員を紹介いたします。社会福祉課地域福祉班班長の田口参事です。同じく企画班班長の梅津主幹です。

それでは、議案第71号「令和3年度大仙市一般会計補正予算（第3号）」のうち、社会福祉課所管分について説明いたします。

説明資料は、資料ナンバー2-1「令和3年度補正予算7月補正事業説明書」であります。

1ページをお願いします。

「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付事業費」については、新規事業でありまして補正額が1,635万円、財源は全額国庫支出金であります。

この事業は、現在、秋田県社会福祉協議会が実施している生活福祉資金貸付制度のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸し付け要件等が緩和された緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸し付けを利用し、既に総合支援資金の再貸し付けが終了しているなどにより、これ以上、特例貸し付けを利用できない世帯に対して、新たな就労等に円滑に移行するための支援策として、自立支援金を支給するものです。

事業の概要についてでありますが、「4 Act」をご覧願います。

始めに、自立支援金の支給対象となる世帯ですが、緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸し付けを受け、総合支援資金の再貸し付けを借り終わった世帯及び8月までに借り終わる世帯のほか、貸し付けを申請したものの不承認となった世帯などであって、収入、資産及び求職活動等のそれぞれの要件を満たした場合に支給されます。

支給期間は3カ月で申請期限は8月31日となっており、相談や申請窓口は緊急小口資金等と同じ市社会福祉協議会を予定しております。

補正額の内訳ですが、これまで『緊急小口資金』、『総合支援資金』の貸し付けを受けた世帯のうち、支給要件を満たした場合、当該支援金の対象になると思われる58世帯分の支給額1,524万円と、申請・相談窓口業務を担当していただく市社会福祉協議

会への委託料などの事務費 111万円を合わせた 1, 635万円の補正をお願いするものであります。

なお、支給金額については、単身世帯、2人世帯、及び3人以上世帯の三つの区分ごとに、それぞれ月額 6万円、8万円、及び 10万円となっております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（高橋徳久） ありがとうございました。ただ今説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願ひいたします。藤田委員。

○委員長（藤田和久） ちょっとあの、説明受けだんだけど、ぱっと分がらないのな。もう少し詳しく説明していただいてよろしいでしょうか。

○委員長（高橋徳久） 佐藤課長。

○社会福祉課長（佐藤和博） 先ほどお話ししました、現在、秋田県社会福祉協議会、こちらの方で実施しております緊急小口資金というのがございます。こちらの方、コロナウイルスの関係を受けまして、支給要件が緩和されて実施しております。そちらが 20万円、学校等の休業、個人事業主等の場合は 20万円以内。その他の場合は 10万円以内という貸し付けがございました。こちらの方を利用して、更にまだ生活が厳しいということであれば、その次の総合支援資金、こちらの方をご案内しているところでございます。こちらについては、2人以上世帯の場合は月 20万円以内、単身世帯 15万円以内、こちらを原則 3カ月以内ということで貸し付けしております。これにつきましては、この貸し付けにつきましては、この 3 月まで再延長貸し付けということで実施しております、4月以降につきましては再貸し付けということで貸し付けを実施しているところでございます。その再貸し付けも終了して、これ以上この生活支援資金を借りることが出来ない世帯に対して、今回自立支援金として支給するという、そういう制度でございます。以上です。

○委員長（高橋徳久） よろしいでしょうか。

○委員長（藤田和久） はい。

○委員長（高橋徳久） 他にございませんでしょうか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（高橋徳久） では、ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

○委員長（高橋徳久） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

( 「異議なし」と呼ぶ者あり )

○委員長（高橋徳久） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に審査付託となりました議案の審査は、終了いたしました。

なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

○委員長（高橋徳久） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これをもちまして、教育福祉常任委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。ありがとうございました。

( 閉会 午前10時39分 )

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

令和 3 年 月 日

教育福祉常任委員会委員長 高橋徳久